

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①SMM (Safe Management Measures) の更新について

8月6日、MOHは、8月10日以降のSMMの更新等について発表しました。

<主なポイント>

・ワクチン接種者は、集まることのできる人数が2人から5人へ増える。

ワクチン未接種者は、2人以下のグループで行動すべきである。

(※本文(原文)では“Unvaccinated individuals **should** remain in groups of no more than 2 persons”

また ANNEX A では、“**Strongly encourage** unvaccinated individuals to remain in groups of up to 2 persons”と表記されています。)

・ワクチン接種者は、最大5人のグループで飲食店での飲食、屋内でのスポーツなど、マスクを外す活動に参加することができる。

・ワクチン未接種者であっても、イベント前検査で陰性であった者、過去にコロナウイルスに感染し回復した者は、ワクチン接種者と同様に上記最大5人のグループに参加することができる。

・全ての参加者がワクチン接種を終えている場合、最大5人のグループで飲食店内における飲食を行うことができ、12歳以下の子どもは、全ての子どもが同じ世帯の子どもである場合に限り、5人のグループに含めることができる。

・映画館、MICE、ライブパフォーマンスは、全ての参加者がワクチン接種を終えている場合、イベントのサイズを500人にまで増やすことができる。それ以外の場合には、イベント前検査なしで最大50人までの参加者が許可される。

・状況が落ち着いている場合、8月19日以降、イベントの規模などについて下記の通り緩和される。

- 映画館、MICE、ライブパフォーマンス等へは、全ての参加者がワクチン接種を終えている場合、最大1,000人まで参加することができる。

- アトラクション、クルーズ、美術館、公共図書館の収容上限が25%から50%に引き上げられる。

- 在宅勤務が可能な従業員のうち最大50%が職場に戻ることを認められる。

・8月10日から、リスクの高い国/地域への渡航歴があり、ワクチン接種を終えているワークパス保持者とその帯同者の入国承認を再開する。

※詳細は下記“②ワクチン接種済みのワークパス保持者と帯同者の入国承認の再開について”をご確認下さい。

・8月20日23時59分から、オーストラリア、オーストリア、カナダ、ドイツ、イタリア、ノルウェー、大韓民国、

スイスから渡航するワクチン接種者は、一定の条件を満たしている場合、居住地等で14日間のSHNを受けることができる。

本内容につきましては、既に日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100220428.pdf>

また、本内容（原文）につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/preparing-for-our-transition-towards-covid-resilience>

これまでの規制との比較には下記、Annex A（上記 MOH のページ内に記載あり）をご確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a009bdc806d184cc5b22010612ba0702e.pdf>

## ② ワクチン接種済みのワークパス保持者と帯同者の入国承認の再開について

8月6日、MOM は、ワクチン接種済みのワークパス保持者と帯同者の入国承認の再開について発表しました。

### <主なポイント>

- ・8月10日以降、高リスク国・地域への渡航歴のあるワークパス保有者（EP、Sパス等）及び配偶者は入国承認の申請を開始することができる。ただし、シンガポール到着までにワクチン接種を終えている必要がある。

（過去21日間にインド、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、ミャンマーへの滞在歴が

ある場合、入国承認は下りない。またインドネシアからの入国承認も限定されている。）

- ・シンガポール国外でワクチン接種を受けた人は SHN 終了後、2週間以内に血清検査で陽性の結果を得る必要がある。

- ・ワクチン接種の要件は、外国人家事労働者及び CMP（建設、海洋、製造）分野の S Pass、Work Permit 保持者には適用されない。

本内容につきましては、既に日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100220429.pdf>

また、本内容（原文）につきましては、下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/0806-resuming-entry-approvals-for-vaccinated-work-pass-holders-and-their-dependants>

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

Facebook にて情報発信中！ like! us on [JCCI facebook](https://m.facebook.com/JCCI.Singapore) (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)